

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年2月19日

長崎市長 鈴木 史朗



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R5-1	神浦口福町 111-4	1-135	山林	2.0508	10年間 (終期 2034.3.31)	
	神浦口福町 971	2-366	山林	0.5549	10年間 (終期 2034.3.31)	
集R5-2	神浦上大中尾町 38-56	9-63	山林	0.1952	10年間 (終期 2034.3.31)	
集R5-3	神浦扇山町 1158-2	12-132	山林	0.0974	10年間 (終期 2034.3.31)	
	神浦扇山町 1158-8	12-131	原野	0.7855	10年間 (終期 2034.3.31)	
		12-132				
神浦扇山町 1160-1	12-134	山林	0.1255	10年間 (終期 2034.3.31)		
集R5-4	神浦扇山町 107-1	11-63-1	山林	0.7334	10年間 (終期 2034.3.31)	
		11-63-2				
	神浦扇山町 82-4	11-63-1	山林	0.0624	10年間 (終期 2034.3.31)	

集R5-5	神浦上道徳町 1147	4-374	山林	0.5184	10年間 (終期 2034.3.31)	
		4-375				
		4-376				
		4-377				

2 縦覧場所

長崎市役所水産農林部農林振興課窓口（長崎市魚の町4番1号14階）

3 本公告により、長崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上